

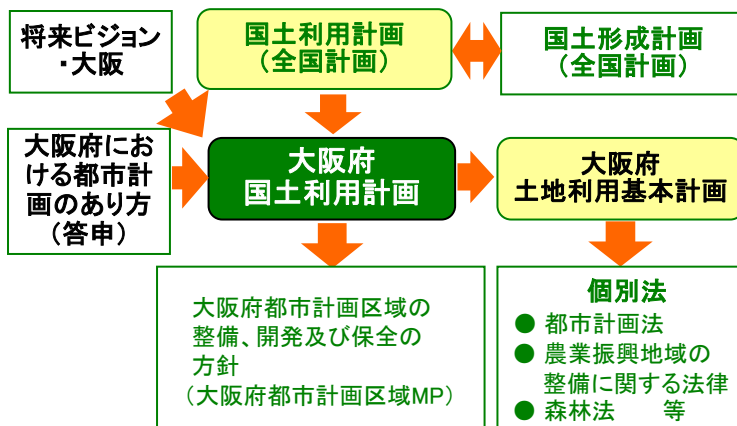
大阪府国土利用計画(第五次)〔概要版〕

●策定年次:平成29年
●目標年次:平成39年

【国土利用計画】

国土利用計画法第7条の規定に基づき、大阪府の国土の利用に関する基本的な事項を定める計画
将来・ビジョン大阪と整合を図り、大阪府土地利用基本計画を定めるにあたり、基本とするもの

【国土利用計画(第五次)の位置付け】



【国土利用計画(第五次)の構成】

大阪府国土利用計画(第五次)
策定にあたって

第1章

土地の利用に関する基本構想

第2章

土地の利用目的に応じた区分
ごとの目標

第3章

目標を達成するために必要な
施策の概要

第1章 土地利用の基本構想

土地利用の概況

1 グローバル化の進展による都市間競争の激化、環状道路の整備不足、産業構造の転換の遅れによる産業の競争力の低下、東京圏への企業本社流出、産業用地の不足による周辺都市への企業の分散

産業の活性化等により豊かさを継続し、都市の質の向上につながる効果的な土地利用が必要

2 農業・林業の担い手不足等による農地・森林の荒廃の進展及びその機能の低下の懸念、都心部での公園や緑地等のみどりの不足、人口減少によりこれまで人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山の自然環境や景観の悪化等の懸念

良好な自然環境・景観を保全・形成するため、大阪の特性を活かし、みどり豊かで魅力ある土地利用が必要

3 南海トラフ地震や上町断層帯地震等の直下型地震による甚大な被害の発生恐れ、全国最大規模の「地震時等に著しく危険な密集市街地」、人口・資産が標高の低い平野部に集中、集中豪雨等の自然災害による高潮や洪水のリスク、ライフスタイルの変化等による土地利用に対するニーズの多様化

災害等に対する安全や誰もが安心できる生活環境を確保するため、都市の防災性の向上等につながる土地利用が必要

土地利用の基本理念

これまでに蓄積された質の高い自然・文化・歴史的資源、都市基盤のストックなどを活かしながら、公共の福祉を優先させ、自然環境を保全しつつ、安全かつ健康で文化的な生活環境の確保と府域の発展を図り、ひいては関西圏、国土の成長にも寄与する

土地利用の将来像

にぎわい・活力ある大阪

みどり豊かで魅力ある大阪

安全・安心な大阪

土地利用の基本方針

①人・企業を呼び込む質の高い都市の形成
②大阪にふさわしいネットワーク型都市構造の強化

①都市の格を高める魅力ある都市空間の創造
②環境負荷が少なく、みどり豊かな都市の形成

①災害に強い都市の構築
②誰もが安心して暮らしやすい生活環境の形成

第2章 土地の利用目的に応じた区分ごとの目標

土 地 利 用 区 分	方 向 性	面 積 (ha)		面積増減 (ha)
		H25年	H39年	H39-H25年
①農 地	保 全	13,560	12,240	▲ 1,320
②森 林	保 全	57,910	56,030	▲ 1,880
③河川・水面・水路	必要面積を確保	10,060	10,000	▲ 60
④道 路	必要面積を確保	17,600	18,340	740
⑤都市公園	必要面積を確保	4,690	4,960	270
宅 地	———	60,790	61,780	990
⑥住宅地	必要面積を確保	34,390	35,320	930
⑦工業用地	現状維持	4,560	4,560	0
⑧商業・業務施設等用地	必要面積を確保	21,840	21,900	60
⑨その他(運輸施設用地、公共施設用地、低・未利用地等)	適切な利用	25,540	27,380	1,840
合 計	———	190,150	190,730	580

第3章 目標を達成するために必要な施策の概要

1 将来像の実現に向けた施策の推進

第1章の「土地利用の将来像と基本方針」を踏まえ、取り組むべき施策を推進
施策の推進にあたり、各施策がお互いに関係し相乗的に施策の効果を高めながら、将来像の実現を目指す

2 土地利用に関する情報把握と点検・評価・改善

(1)土地利用に関する調査と情報の蓄積・共有化
(2)計画の進捗状況の把握と点検・評価(質的な観点も含めて総合的に評価を実施)

PDCAサイクルにそった施策の推進

PLAN(計画)

○大阪府国土利用計画の策定

DO(実行)

○施策の推進

ACT(改善)

○評価を踏まえた施策の見直し
○個別計画への反映

CHECK(評価)

○土地利用現況調査等に基づく目標・施策の検証
○国土利用計画審議会への報告
○必要に応じて施策の見直しを働きかけ